

# 特定事業主行動計画成果報告書

## 1 実施状況

**父親が子どもの出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。**

職員の妻が出産する場合の特別休暇の日数は、3日であったが、宇和島市が2日に、改定したことに伴い、検討の結果、宇和島市に準じることとした。今後は、有給休暇との併用により3日以上連続休暇を取得することが、気兼ねなくできるような職場環境（意識改革）が求められる。

**育児休業等に関する資料を各部局に通知・配付し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。**

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
該 当 者	0人	1人	3人	4人	5人
取 得 者	0人	0人	0人	0人	0人
割 合	0%	0%	0%	0%	0%

女性職員の該当者はなく、また、該当男性職員の取得者も0人であった。

### 超過勤務の縮減

計画期間中、大きな災害等がなかったことや、定例・恒常的業務の効率的な事務遂行に努めたことにより、超過勤務時間は大幅に減少している。また、1年間の超過勤務時間数も、最大の者で260時間で、上限目安時間の360時間を超えることがなかった。

ただし、30分から1時間程度のサービス残業というか定時退庁しない職員もあり、今後の指導課題である。

### 有給休暇の取得の促進

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
平均取得日数	9日2時間	10日3時間	10日6時間	12日4時間	11日5時間
(うち夏季)	-	-	-	2日3時間	2日0時間

行動計画により、有給休暇の平均取得日数は徐々にではあるが増えている。ただし、平成20・21年度については、夏季休暇の取得できる日数が7日から3日と縮小されたことが、増加の要因と思われる。

## 2 まとめ

本計画により、職員の意識は改善されつつも、実状は、実現が困難なものもある。

特に、男性職員の育児休業等の促進は、まだまだ、日本の社会には馴染まないし、行財政

改革の号令のもと、事業所規模の大小を問わず、当企業団においても職員数の抑制が求められ、欠員補充さえままならない現状を考えると、実現は、難しいと言わざるを得ない。勿論、取得を希望する者に対して、それを妨げるものではない。

我々のような、小規模な団体においてできることは限られており、行動計画を着実に推進するためには、これ以上の人員削減は、避けなければならない。